

国土利用計画
(第4次飯島町計画)

令和3年(2021年)3月

長野県飯島町

目次

前文.....	1
計画体系	1
第1章 町土地利用に関する基本構想.....	2
1 町土地利用の基本方針	2
2 利用区分別の町土地利用の基本方向	3
3 地域類型別の町土地利用の基本方向	5
第2章 利用区分ごとの規模の目標及び地域別の概要	7
1 利用区分ごとの規模の目標	7
2 地域別の概要	8
第3章 目標を達成するために必要な措置の概要.....	10
1 公共の福祉の優先.....	10
2 国土利用計画法等の適切な運用	10
3 町土の保全と安全性の確保	10
4 環境の保全と美しい町土の形成.....	10
5 土地利用転換の適正化.....	11
6 その他	11
参考資料	12
1 土地の利用区分の定義.....	13
2 土地利用区分ごとの土地利用の推移.....	16
3 利用区分ごとの規模の目標の考え方.....	17
4 国土利用計画の策定状況	18
参考図	
土地利用現況図.....	19
土地利用構想図.....	21

注) 各項目に記載されている数字の単位未満は、四捨五入を原則としています。総数と内容の合計が一致しない場合があります。

前文

この計画は、土地基本法第2条及び国土利用計画法第2条に示された土地及び国土利用の基本理念に即して、公共の福祉を優先させ、自然環境の保全を図りつつ、健康で文化的な生活環境の確保と国土の均衡ある発展を図ることを目的として、土地基本法第12条及び国土利用計画法第8条の規定に基づき、本町の区域における国土（以下「町土」という。）の利用に関し、必要な事項を定めた計画（以下「飯島町計画」という。）です。

飯島町計画は、町土の利用に関する行政上の指針となるものであるとともに、国土利用計画法第5条及び第7条の規定により、それぞれ定められた全国計画及び長野県計画を基本とし、さらに飯島町第6次総合計画の基本構想に即して策定するものです。

なお、飯島町計画は長野県計画または飯島町基本構想の改定、さらには社会情勢等に重大な変動があった場合は、必要に応じて見直しを行うものとします。

本計画の目標年次及び現況を把握するための基準年次は、次のとおりです。

- ・ 目標年次 令和12年（2030年）
- ・ 基準年次 平成30年（2018年）

計画体系



第1章 町土地利用に関する基本構想

1 町土利用の基本方針

(1) 町土利用の基本理念

町土は、現在及び将来における町民のための限られた資源であるとともに、生活及び社会経済活動等の共通の基盤です。したがって、町土の利用に当たっては、町民の理解と協力のもと、公共の福祉を優先させ、恵まれた自然環境の保全を図りつつ、地域の自然、社会、経済状況及び文化的条件に配慮して、健康で文化的な生活環境の確保と長期的展望にたった町土の均衡ある発展を図ることを基本理念とします。

(2) 本町の特性

本町は長野県の南部、西に中央アルプス南駒ヶ岳を仰ぎ、東には南アルプス連山を遠望することができる伊那谷のほぼ中央に位置しています。南北に流れる天竜川や中央アルプスを源とする与田切川や中田切川等により形成された伊那谷特有の段丘と扇状地が広がっています。

町域は東西 16.3 km、南北 9.3 km、総面積 86.96 km²で、森林面積が町土全体の約 72% を占める自然環境に恵まれた地域です。

居住地の標高はおよそ 550m から 830m で、典型的な内陸型気候により四季がはっきりとしており、移り行く季節を楽しむことができます。

主要交通網としては中央自動車道、JR 飯田線、国道 153 号、主要地方道飯島飯田線、主要地方道伊那生田飯田線（竜東線）及び町道広域 1 号線・2 号線（広域農道）が南北に走っています。また、平成 30 年 11 月に国道 153 号伊南バイパスが全線開通となり、地域間の利便性の向上、救急活動の支援、物流の効率化等の効果が期待されています。

(3) 現状

本町の町土利用を取り巻く現状は、既成市街地では社会、経済状況の変化に伴い、商店の減少、空き家の増加、高齢化に伴う農家の担い手不足や有害鳥獣被害による耕作放棄地が増加傾向にあり、森林においても担い手不足等による整備の遅れが見られる等、低・未利用地の増加が進むとともに町土の管理が困難な状況になりつつあります。

また、近年稀に見る自然災害が全国各地で発生しており、本町においても甚大な被害が懸念され、安全で安心な環境に対する意識の高まりが見られます。

一方で、本町では国道 153 号伊南バイパスが全線開通し、新たな住宅地や商業地等の需要が期待され、住民のニーズに応じた土地利用が求められています。また、本計

画期間にはリニア中央新幹線と三遠南信自動車道の開通が予定されており、通勤・通学圏の拡大による住宅需要の増加や雇用創出、交流人口の増加による地域経済の活性化等が期待されています。

(4) 課題

これら町土利用の現状を踏まえ、より良い状態で町土を次世代へ引き継ぐために、町土が限りある資源であることを前提として、その有効利用を図りつつ、利用目的に応じた区分（以下「利用区分」という。）ごとの土地需要に対する調整を行うとともに、町土利用のより一層の質的向上を図ることが課題となっています。

さらに、人口減少が続く中、本町から転出した若い世代のUターンを促すことや都市部からの転入を促す等、人口の定住化を促進する取り組みにより人口減少に歯止めをかけ、持続可能で町民の安全・安心な暮らしを実現することが課題となっています。

2 利用区分別の町土利用の基本方向

(1) 農用地

農用地は、将来にわたり農産物を確保するための重要な生産基盤であるとともに、防災のための空間や生態系の維持、美しい風景や景観の維持等の多面的な機能を有しています。そのため、農業者をはじめ地域住民や多様な主体が関わる適切な管理による農用地の保全とともに、優良農地の確保や農用地の集積・集約化による生産性の向上を図ります。

また、多面的な機能を持つ農村風景の中で暮らしたいという都市住民や若い世代が増えています。そのため、必要に応じた農用地以外への土地利用転換を行うことで、人と農用地の関わりを深めながら、全体としての農用地の保全に繋がっていきます。

(2) 森林・原野

森林は、木材生産等の経済的機能や自然環境の保全、水源かん養等の公益的機能を有しています。そのため、その有する多面的な機能を維持増進できるよう、森林資源の活用及び計画的な保育を推進します。

また、緑地としての整備を図る等、良好な里山景観の形成を目指すとともに、公益的機能を考慮し必要に応じて森林以外への土地利用転換による有効活用を図ります。

(3) 水面・河川・水路

水面・河川・水路は、生活用水、農業・工業用水等、多様な水資源としての利用及び生活環境の保全や災害に対する安全性の確保等の機能を有しています。そのため、その機能が十分発揮できるように持続的な活用と保全を図ります。

また、整備にあたっては、自然環境の保全に取り組むとともに、多面的な機能の維持・向上を図ります。

(4) 道路

道路は、人々の移動や物資の輸送等、町民生活や生産活動、経済活動の基盤となる社会資本です。そのため、町民の安全な暮らしや産業を支えるために必要な用地の確保に努め道路環境を整備するとともに、適切に維持・管理します。

林道は、林業の生産性向上及び林地の適正な維持・管理のために、景観・自然環境の保全に十分配慮し整備します。

(5) 住宅地

住宅地は、近年、高齢化や核家族化、居住ニーズの多様化等の動向から、住宅地需要への対応及び人口の定住化を促進するための重要な役割を担っています。

近年、人口減少が続く中、本町から転出した若い世代のUターンを促すことや都市部からの転入を促す等、人口の定住化を促進する取り組みが進められている一方で、住宅地の需要に十分応えられていない状況にあります。そのため、新たな住宅需要に応じ、空き家や低・未利用地の有効活用を図るとともに、必要な用地の確保に努めていきます。

また、良好な居住環境の維持・保全に努めるとともに、民間宅地造成においても計画的な開発が行われるよう適切に誘導し、秩序ある住環境の形成を促進します。

(6) 工業用地

工業用地は、工業製品の生産の場であるとともに、地域における身近な雇用、就労の場です。今後の社会・経済情勢及び企業の新規立地・移転等の動向に配慮しながら、既存の工業団地への誘導を進めるとともに、需要に応じて必要な工業用地の確保に努めます。

また、工業用地の整備にあたっては大気や水質汚染の防止その他の環境保全に十分配慮するとともに、敷地内の緑化の促進等、快適な就業環境の確保に努めます。

(7) その他の宅地（事務所・店舗用地等）

その他の宅地は、地域経済を支える産業や住民生活の利便性を向上する商業施設等に必要な用地です。今後の社会・経済情勢に対応しながら商業機能の充実を図るため、需要に応じ必要な用地の確保に努めます。

また、大型商業施設、流通業務施設等については、適正な場所での用地の確保や立地誘導を図る一方、地域の合意形成や周辺土地利用との調整を図るとともに、地域景観との調和等、良好な環境の形成に配慮します。

(8) その他

その他は、文教施設（図書館・文化館・体育館等）、公園緑地等の公用・公共用施設用地等、町民の日常生活に密接に関わる施設用地や上記（１）～（７）以外の土地です。そのため、町民生活上の重要性、ニーズの多様化、公共用施設の老朽度や利用状況等を踏まえ、機能を集約できる施設については統合する等、効率的な施設用地の整備を図ります。

また、施設の整備にあたっては、耐震の強化等、災害時に施設が活用できるように配慮します。

3 地域類型別の町土地利用の基本方向

(1) 町土を、6つの区域に大別し、それぞれの地域の特長を生かしながら次の基本方向に基づき今後の土地利用を進めます。なお、町土地利用にあたっては、各々の土地利用に密接に関連することから、各地域類型を別個に捉えるだけでなく、相互の機能分担や連携といった地域類型間のつながりを双方向的に考慮した土地利用を誘導します。

① 森林里山ゾーン

このエリアは森林資源を活用した産業の振興を図りつつ、将来にわたり雄大な自然環境の保全に努める区域です。

里山は、整備を行い野生鳥獣と生活空間の緩衝帯の確保及び環境や安全に配慮した施設整備を進め、余暇活動や自然とのふれあいの場としての利用を図ります。

② 農村風景ゾーン

このエリアは農用地と宅地がバランスよく保たれ、人と自然が調和し、のんびりとした快適な空間の実現を図る区域です。

農用地の利用集積等、生産活動の維持・向上を計画的に推進し、農村らしい景観の保全及び形成を図るとともに、良好な居住環境の維持・保全に資するため、農用地以外への土地利用転換による土地の有効活用を図ります。

③ まちなかゾーン

既成市街地周辺及び幹線道路沿線を含む「まちなかゾーン」は、住宅地を中心とした生活環境を保全し、ゆとりある緑豊かな低層住宅地の形成を図る区域です。

まちなかゾーンを設定することで無秩序な開発を抑制し、計画的な宅地化により将来にわたって暮らしやすい区域の実現を図ります。

④ 商業ゾーン

主に駅前周辺と幹線道路沿線に設定された「商業ゾーン」は、積極的な商業店舗等の誘致や低未利用地の有効利用を促進する区域です。商業機能の充実を図ることで、活気ある町並みのイメージ形成と地域住民の利便性向上を図ります。

また、大型商業施設等は、地域の合意形成や景観との調和を踏まえた適正な立地に配慮します。

⑤ 工業ゾーン

「工業ゾーン」は、既存の工業団地及び今後産業適地となることが見込まれる区域です。企業の新規立地・移転についてはこの区域に集積を図ることを基本とすることで、景観や環境保護、周辺地域との調和に配慮した企業の誘致を行います。

⑥ 観光にぎわいゾーン

「観光にぎわいゾーン」は、四季折々の変化に富む自然環境等さまざまな地域・世代の人が訪れる区域です。地域内外から訪れる人が安全で楽しく観光や体験が行えるよう施設整備を進め、観光をツールとした地域振興を図ります。

第2章 利用区分ごとの規模の目標及び地域別の概要

1 利用区分ごとの規模の目標

(1) 目標年次及び基準年次

目標年次 令和12年(2030年)

基準年次 平成30年(2018年)

この数値は、今後の経済社会の不確定さ等を考慮し、弾力的に理解されるべき性格のものであります。

(単位：ha、%)

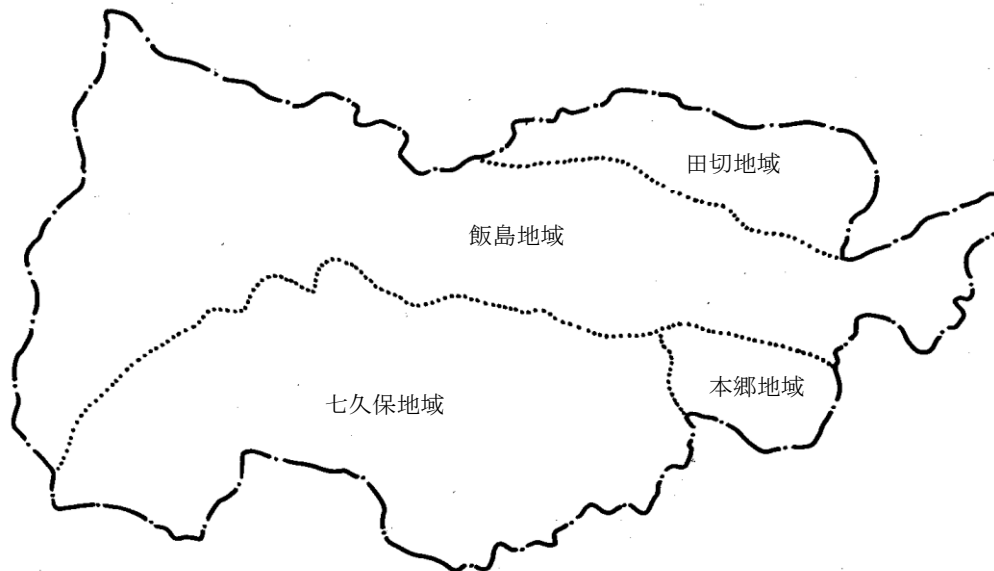
利用区分	基準年次	目標年次	増減	増減率	構成比	
	平成30年	令和12年			平成30年	令和12年
農用地	1,298	1,263	△ 35	△ 2.7	14.9	14.5
森林	6,275	6,275	0	0.0	72.2	72.2
原野	0	0	0	0.0	0.0	0.0
水面・河川・水路	312	311	△ 1	△ 0.3	3.6	3.6
道路	298	300	2	0.8	3.4	3.5
宅地	364	399	35	9.6	4.2	4.6
(1)住宅地	230	250	20	8.7	2.6	2.9
(2)工業用地	37	47	10	27.0	0.4	0.5
(3)その他の宅地	97	102	5	5.2	1.1	1.2
その他	149	148	△ 1	△ 0.9	1.7	1.7
合計	8,696	8,696	0	100.0	100.0	100.0

2 地域別の概要

(1) 地域区分

計画における地域区分は、自然的、社会的、経済的及び文化的条件を考慮し、地区単位を基本として以下の4地域に区分します。

- ① 飯島地域：飯島地区と日曾利地区を併せた地域
- ② 田切地域：田切地区全域
- ③ 本郷地域：本郷地区全域
- ④ 七久保地域：七久保地区全域



① 飯島地域

- ・ 地域のほぼ中央に市街地が形成され、町の中心的な機能が集積した地域で、市街地を挟んだ周辺地域は、水田を中心とした農用地が広がっており本町の農業の基盤となっています。
- ・ 優良農地の保全に配慮しながら、快適な居住環境の整備と持続可能で機能的な市街地の形成を図ります。また、地場産業の継承と商業機能の充実を図るため低・未利用地や空き家・空き店舗の有効活用を促進します。

② 田切地域

- ・ 本地域は中央アルプスから流れる中田切川の右岸に形成された東西に長い地域で、豊かな水資源を活用した農業や食品産業が盛んです。
- ・ 「道の駅田切の里」が開駅したことにより本町の北の玄関口が整備され、平成 30 年 11 月に全線開通した国道 153 号伊南バイパスや主要地方道伊那生田飯田線により、町内外との交流が活発となっています。
- ・ アルプスの山並みや JR 飯田線を背景とした田園風景を保全・継承しながら、良好な沿道土地利用・景観の形成を図ります。

③ 本郷地域

- ・ 本地域は、段丘地形であり、各段丘面に農用地及び集落が形成されています。各段丘面を結ぶ東西の幹線道路が整備され、さらに国道 153 号伊南バイパスが開通し、リニア中央新幹線の開通も近いことから、町の南の玄関口として活性化が期待されています。
- ・ ほ場整備された優良農地を中心として農用地の保全を図りつつ、宅地需要に対しては農業生産基盤と生活環境の調和に配慮しつつ計画的かつ適切な土地利用を促進します。

④ 七久保地域

- ・ 本地域は町の南に位置し、中央アルプスから流れる与田切川の右岸に形成された地域で、優良農地を含む豊かな自然環境と伊那谷随一ともいわれるふたつのアルプスの眺望に恵まれた地域です。
- ・ 「道の駅花の里いいじま」は地元農産物や花卉の販売により、多くの観光客・地元の人たちでにぎわいを見せ、中京方面からの玄関口として交流の拠点となっています。
- ・ 自然を最大限活用した観光拠点としての充実を図るとともに、主要地方道飯島飯田線沿線は、周辺環境との調和を図りながら生活環境の利便性向上を推進します。

第3章 目標を達成するために必要な措置の概要

1 公共の福祉の優先

町土の利用は、その自然的、社会的、経済的及び歴史・文化的諸条件に応じて適正な利用を図るとともに、公共の福祉を優先させます。このため、各種の規制措置、誘導措置等を通じた総合的な対策を講じます。

2 国土利用計画法等の適切な運用

国土利用計画法及びこれに関連する土地利用関連法令の適切な運用を行います。また、全国計画、長野県計画、飯島町計画を基本として、適正かつ計画的な土地利用を推進します。

3 町土の保全と安全性の確保

(1) 自然条件に対応した防災・減災対策

治山・砂防施設や河川の整備、急傾斜地における防災施設等の施設整備を進めるとともに、森林の適正な維持・管理の推進や、林業の担い手の育成等、町土の地形、地質等の自然条件に対応した適切かつ総合的な防災・減災対策を講じます。

(2) 可住地における安全性の向上

地震等の大規模災害から町土の安全性を高めるため、緊急輸送路の確保、ライフラインの機能強化や地域防災拠点の整備等、防災機能の強化を図ります。

4 環境の保全と美しい町土の形成

(1) 多様な自然環境の保全

生物の多様性を確保する観点から、森林、農用地、水辺、河川等を繋ぐ生態系ネットワークの形成に配慮するとともに、在来の野生動植物の多様な生息・生育環境の保全に努めます。また、里山整備等有害鳥獣被害対策を推進し、被害の防止に努めます。

(2) 健全な水資源の確保

水源地域の保全、森林の持つ水源かん養機能の発揮、農用地の適切な維持管理、水辺や水生生物の保全による河川・湖沼の自然浄化能力の維持・回復、土壌汚染の防止等による地下水の水質保全等、水の循環に関する適正な土地利用を進めることで、天竜川の上流域に位置する自治体として健全な水資源の確保に努めます。

(3) 環境に配慮した土地利用

自然環境や周辺景観に配慮し、住宅・建築物等の省エネルギー対策に取り組むとともに、二酸化炭素の吸収源となる森林や緑地の保全・整備の推進等、環境負荷の少ない適切な土地利用を図ります。

(4) 資源循環型社会の形成

資源循環型社会の形成に向け、廃棄物の抑制とリサイクルを促進するとともに、発生した廃棄物の適正な処理を行うための広域的、総合的なシステムの形成に努めます。また、廃棄物の不法投棄等の不適正処理の防止に関する啓発に努めます。

(5) 環境基準の遵守

自然環境の保全、歴史的風土の保存、文化財の保護及び公害防止を図り、事業の実施に際しては、必要に応じて環境影響評価を行い、土地利用の適正化を図ります。

5 土地利用転換の適正化

土地利用の転換を図る場合には、周辺の土地利用の状況、社会的・経済的条件等、周囲に与える影響を十分考慮した上で、適正な土地利用転換に努めます。

6 その他

町土に関する情報を適切かつ迅速に町民へ提供し、国土調査等により境界の保全や台帳の整備等の取り組みを推進します。また、町土利用に関する町民の理解を促進し、良好な土地の管理と有効利用を図るよう啓発に努めます。

參考資料

1 土地の利用区分の定義

土地の利用区分の定義及び把握方法については、「国土利用計画（市町村計画）策定の手引き」（H31. 4 長野県企画振興部総合政策課）に基づく。

利用区分	定義	把握方法
1 農用地	<p>農地法第2条第1項に定める農地及び採草放牧地の合計</p> <ol style="list-style-type: none"> 農地:耕作の目的に供される土地であって畦畔を含む 採草放牧地:農地以外の土地で、主として耕作又は養畜の事業のための採草又は家畜の放牧の目的に供されるもの 	<p>「行政報告書」の「田」及び「畑」の合計面積（町住民税務課税務係概要調書）</p> <p>「世界農林業センサス林業調査報告書」（農林水産省統計情報部）の「採草放牧に利用されている面積」の森林以外の草生地（野草地）</p>
2 森林	<p>国有林と民有林の合計（林道面積は含まない）</p> <ol style="list-style-type: none"> 国有林:林野庁所管国有林、官行造林地及びその他省庁所管国有林の合計 民有林:森林法第2条第1項に定める森林であって、同条第3項に定める民有林 	<p>「長野県民有林の現況」（県林務部森林政策課）</p> <p>「長野県民有林の現況」（県林務部森林政策課）</p>
3 原野	<p>世界農林業センサス林業調査報告書の森林以外の草生地から採草放牧地又は国有林に係る部分除いた面積</p>	<p>「世界農林業センサス林業調査報告書」の森林以外の草生地から国有林を除いた面積</p>
4 水面 河川 水路	<p>水面・河川・水路の合計</p> <ol style="list-style-type: none"> 水面:天然湖沼、人造湖及びため池の満水時の水面 河川:河川法第4条に定める一級河川、同法第5条に定める二級河川及び同法第100条による準用河川の同法第6条に定める河川区域 水路:農業用排水路 	<p>「ため池台帳」（町産業振興課耕地林務係）</p> <p>河川延長に必要な区間ごと把握した平均幅員を乗じて算出する 天竜川（天竜川上流河川事務所） その他一級河川（県建設部河川課） 準用河川（町建設水道課建設係）</p> <p>町台帳（町産業振興課農政係）</p>

利用区分	定義	把握方法
		水路面積は、以下の算式により推計 水路面積＝（整備済水田面積×整備済水田の水路率）（0.081）＋（未整備水田面積×未整備水田の水路率）（0.050） ※ 水路率は県計画の係数
5 道路	一般道路、農道、林道の合計 車道部（車道・中央帯・路肩）、歩道部、自転車道部及び法面等 1. 一般道路：道路法第2条第1項に定める道路、高速自動車道・一般国道・県道・町道 2. 農道：無 3. 林道：国有林林道 民有林林道	高速自動車道 「市町村別道路延長・道路面積」（中日本高速道路 飯田保全・サービスセンター管理課） 国・県道 「道路現況」（県建設部道路管理課） 町道 「行政報告書」 無 治山運搬路台帳（南信森林管理署管理係） 林道台帳（町産業振興課耕地林務係）
6 宅地	建物の敷地及び建物の維持又は効用を果たすために必要な土地 1. 住宅地：「固定資産の価格等の概要調書」の評価総地積の住宅用地と非課税地積のうち町営住宅用地及び公務員住宅用地の合計 2. 工業用地：「工業統計調査」にいう「事業所敷地面積」を従業員10人	以下に掲げるア、イの面積の合計 ア. 「固定資産の価格等の概要調書」の評価総地籍のうち住宅用地の面積 村落地区については地籍調査進捗状況、地籍調査実施前後の宅地面積変動率及び村落地区に占める住宅地割合を用い補正した面積を加える イ. 町営住宅用地及び公務員住宅用地の面積（町建設水道課調査計画係） 以下に掲げるア、イの面積の合計 ア. 従業員30人以上の事業所の敷地面積

利用区分	定義	把握方法
	<p>以上の事業所敷地面積に補正</p> <p>3. その他の宅地:住宅地及び工業用地の区分のいずれにも該当しない宅地（事務所・店舗用地等）</p>	<p>イ. 従業員 10 人以上 29 人以下の事業所については、次の算式による推計 従業員 10 人以上 29 人以下事業所の製造品出荷額 ÷ 従業員 30 人以上事業所の製造品出荷額 × 従業員 30 人以上事業所敷地面積</p> <p>「宅地」から「(1)住宅地」及び「(2)工業用地」を除く</p>
7 その他	<p>町土面積から「農用地」、「森林」、「原野」、「水面・河川・水路」、「道路」及び「宅地」の各面積を除いたもの（文教施設（図書館・文化館・体育館等）、公園緑地等の公用・公共用施設用地等、町民の日常生活に密接に関わる施設用地等）</p>	

2 土地利用区分ごとの土地利用の推移

(単位：ha. %)

利用区分	基準年次	基準年次	基準年次	基準年次	基準年次	基準年次	基準年次	目標年次
	平成元年	平成5年	平成10年	平成15年	平成20年	平成25年	平成30年	令和12年
農用地	1,325	1,323	1,283	1,357	1,338	1,320	1,298	1,263
森林	6,305	6,250	6,254	6,257	6,277	6,285	6,275	6,275
原野	3	3	3	0	0	0	0	0
水面・河川・水路	367	367	367	340	339	326	312	311
(1)水面	9	9	9	6	6	6	6	6
(2)河川	258	258	258	258	258	258	245	245
(3)水路	100	100	100	76	75	62	61	60
道路	397	402	404	292	297	299	298	300
(1)一般道路	366	371	371	273	278	280	282	285
(2)農道	0	0	0	0	0	0	0	0
(3)林道	31	31	33	19	19	19	15	15
宅地	231	252	310	332	341	354	364	399
(1)住宅地	159	167	192	206	215	222	230	250
(2)工業用地	31	30	29	31	36	41	37	47
(3)その他の宅地	41	55	89	95	90	91	97	102
その他	98	129	73	116	102	110	149	148
合 計	8,726	8,726	8,694	8,694	8,694	8,694	8,696	8,696

注1) 平成10年10月1日 平成10年度全国都道府県市区町村別面積調(日曾利と中川村の地図上の境界是正)により、総面積を86.94km²(従来87.26km²)に変更

注2) 平成27年3月6日 平成26年度全国都道府県市区町村別面積調(電子国土基本図を直接計測する方法)により、総面積を86.96km²(従来86.94km²)に変更

3 利用区分ごとの規模の目標の考え方

利用区分	説明
農用地	<p>農業者をはじめ地域住民や多様な主体が関わる適切な管理による農用地の保全とともに、優良農地の確保や農用地の集積・集約化による生産性の向上を図ります。</p> <p>また、必要に応じた農用地以外への土地利用転換を行うことで、人と農用地の関わりを深めながら、全体としての農用地の保全に繋げていきます。</p> <p>このため、農用地は 35ha (2.7%) 程度の減少を見込み、将来の目標値について 1,263ha 程度とします。</p>
森林 原野	<p>木材生産等の経済的機能や自然環境の保全、水源かん養等の多面的な機能を重視し、森林資源の活用及び計画的な保育を推進します。</p>
水面 河川 水路	<p>生活用水、農業・工業用水等、多様な水資源としての利用及び生活環境の保全や災害に対する安全性の確保等の機能が十分発揮できるように持続的な活用と保全を図ります。</p> <p>このため、水面・河川については現状維持を見込みます。一方で、農用地面積の減少が見込まれることから、水路施設の減少を見込みます。</p>
道路	<p>町民の快適で安全な暮らしや産業を支えるため、必要な用地の確保に努め、道路環境を整備するとともに、適切に維持・管理します。</p> <p>このため、道路は 2 ha (0.8%) 程度の増加を見込み、将来の目標値を 300ha 程度とします。</p>
宅地	<p>住宅地は、新たな住宅需要に応じ、空き家や低・未利用地の有効活用を図るとともに、必要な用地の確保に努めていきます。</p> <p>また、民間宅地造成においても計画的な開発が行われるよう適切に誘導し、秩序ある住環境の形成を促進します。</p> <p>工業用地は、社会・経済情勢及び企業の新規立地・移転等の動向に配慮しながら、既存の工業団地への誘導を進めるとともに、需要に応じて必要な工業用地の確保に努めます。</p> <p>その他の宅地は、商業機能の充実を図るため、需要に応じ必要な用地の確保に努めます。</p> <p>このため、宅地は 35ha (9.6%) 程度の増加を見込み、将来の目標値を 399ha 程度とします。</p>
その他	<p>町民生活上の重要性、ニーズの多様化、公共用施設の老朽度や利用状況等を踏まえ、機能を集約できる施設については統合する等、効率的な施設用地の整備を図ります。</p> <p>このため、その他の土地は 1 ha (0.9%) 程度の減少を見込み、将来の目標値について 148ha 程度を見込みます。</p>

4 国土利用計画の策定状況

全国計画（法第5条）

	策定年月日	基準年	目標年次
第一次	昭和 51 年 5 月 18 日	昭和 47 年	昭和 60 年
第二次	昭和 60 年 12 月 17 日	昭和 57 年	昭和 70 年（平成 7 年）
第三次	平成 8 年 2 月 23 日	平成 4 年	平成 17 年
第四次	平成 20 年 7 月 4 日	平成 16 年	平成 29 年
第五次	平成 27 年 8 月 14 日	平成 24 年	平成 37 年（令和 7 年）

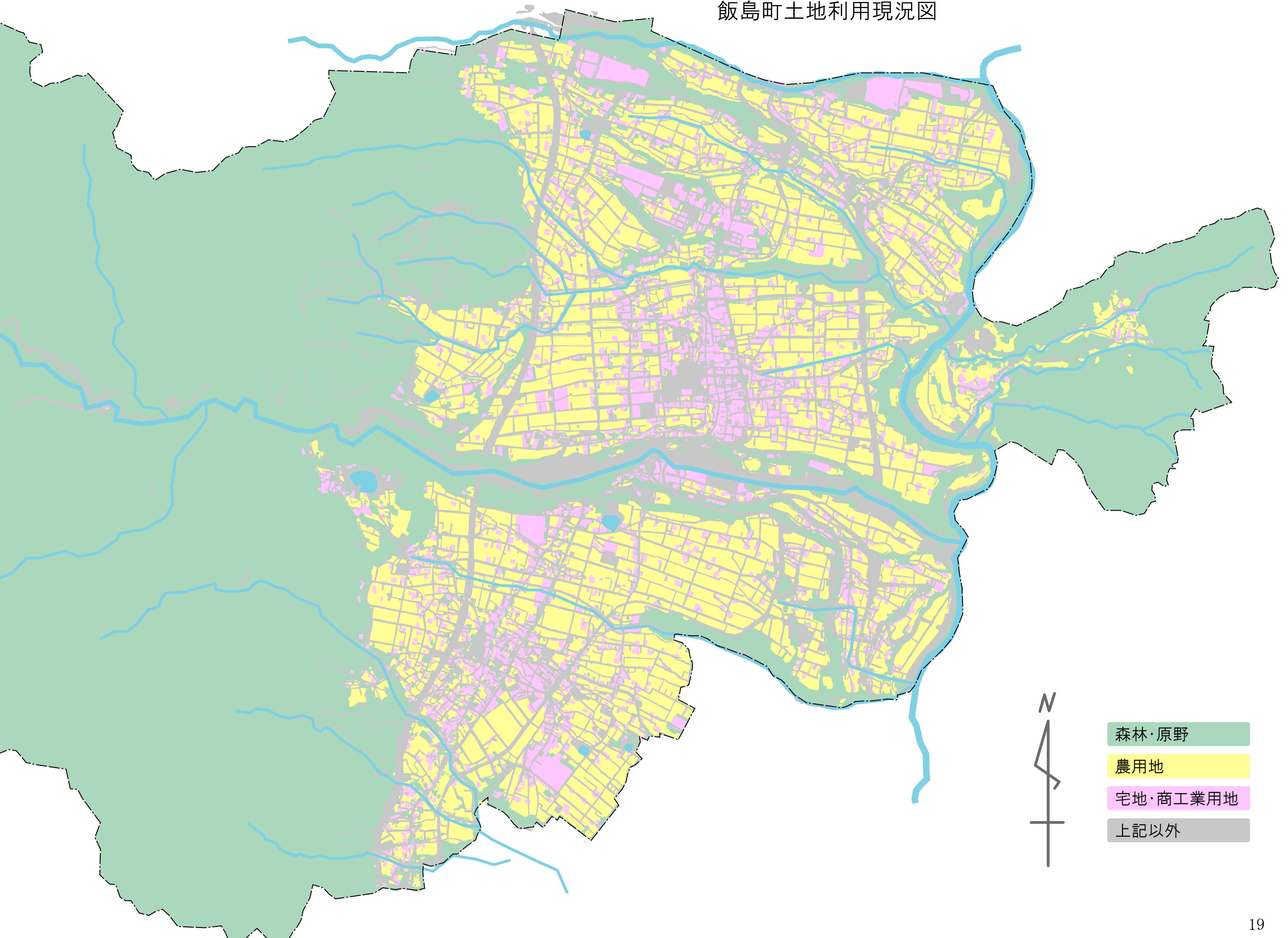
長野県計画（法第7条）

	策定年月日	基準年	目標年次
第一次	昭和 53 年 3 月 22 日	昭和 47 年	昭和 60 年
第二次	昭和 61 年 7 月 15 日	昭和 57 年	昭和 70 年（平成 7 年）
第三次	平成 8 年 7 月 3 日	平成 4 年	平成 17 年
第四次	平成 21 年 3 月 16 日	平成 16 年	平成 29 年
第五次	平成 28 年 9 月 15 日	平成 24 年	平成 37 年（令和 7 年）

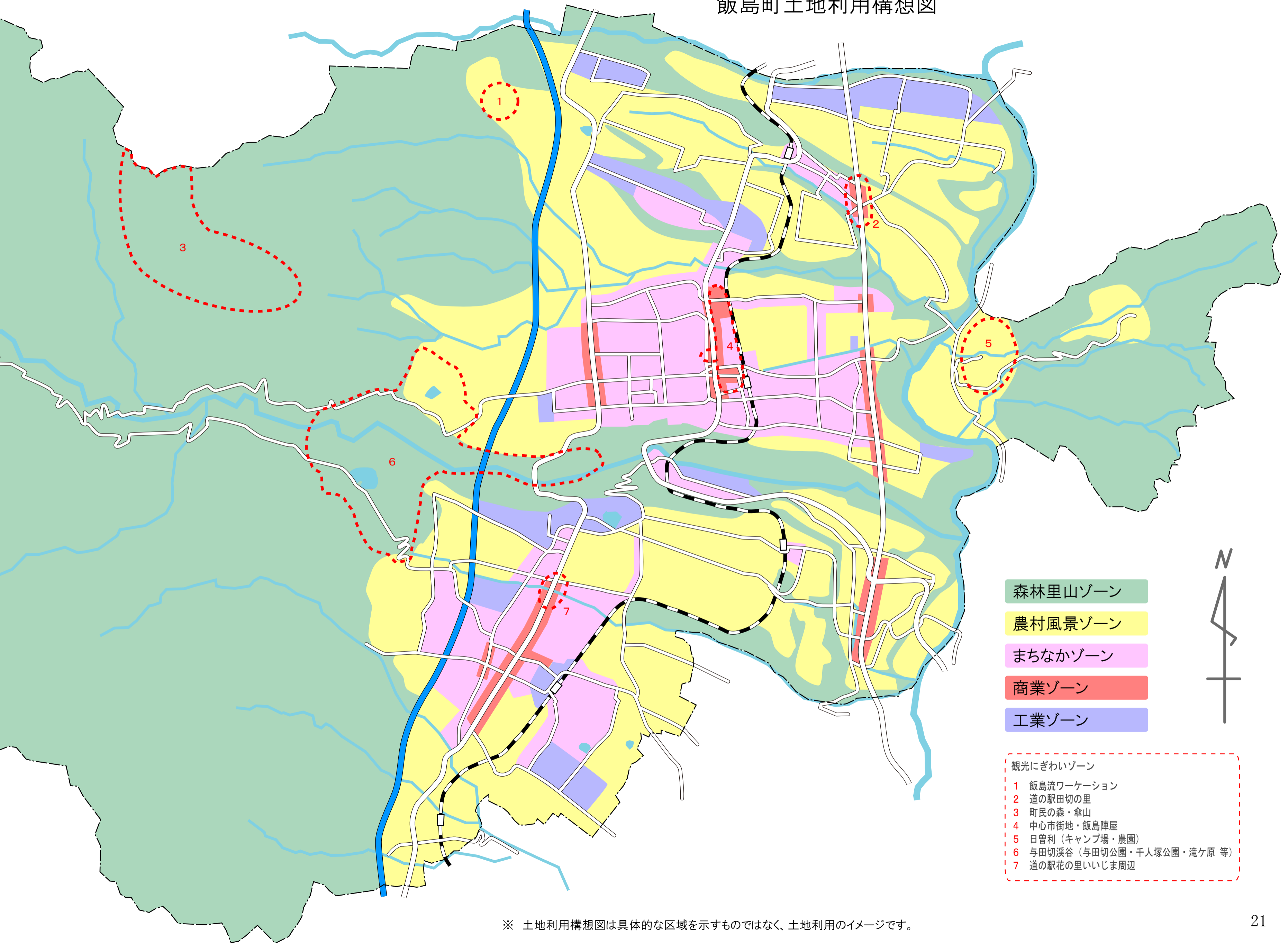
飯島町計画（法第8条）

	策定年月日	基準年	目標年次
第一次	平成 7 年 9 月 14 日	平成 5 年	平成 12 年
第二次	平成 13 年 9 月 21 日	平成 10 年	平成 22 年
第三次	平成 22 年 12 月 17 日	平成 20 年	平成 32 年（令和 2 年）
第四次	令和 3 年 2 月 26 日	平成 30 年	令和 12 年

飯島町土地利用現況図



飯島町土地利用構想図



※ 土地利用構想図は具体的な区域を示すものではなく、土地利用のイメージです。